



日本の
ひなた
宮崎県

自動車税の 減免のしおり

＜社会福祉事業を行う法人の所有する自動車＞



宮崎県では、社会福祉事業を行う法人が所有し、
減免対象事業のサービス提供のために専ら使用される
自動車について、自動車税の減免を実施しています。

減免の対象となる社会福祉事業

減免の対象となる社会福祉事業は、次のとおりです。

(宮崎県税条例施行規則第84条の4第3号に定める社会福祉事業のみが減免対象事業であり、すべての社会福祉事業が減免の対象となるわけではありません)

- ア 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる第一種社会福祉事業
(救護施設、更生施設、宿所提供施設、助葬事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設)
- イ 社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる第二種社会福祉事業のうち障害児通所支援事業
- ウ 社会福祉法第2条第3項第4号に掲げる第二種社会福祉事業のうち次の事業
(老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人デイサービスセンター、老人福祉センター若しくは老人介護支援センターを運営する事業)
- エ 社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる第二種社会福祉事業のうち次の事業
(障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)、移動支援事業又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームを運営する事業)
- オ 社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる第二種社会福祉事業のうち身体障害者福祉センターを運営する事業

※短期入所(ショートステイ)、デイケア(通所リハビリ)、グループホーム等の事業は、この社会福祉事業減免制度における減免対象にはなりません。

※上記事業に該当しない場合において、身体障がい者等が専ら利用するために車椅子の固定装置又は浴槽の装着等の特別な装置を備えた自動車(特種用途車(8ナンバー)に限る。)で一定の要件を満たす場合には、自動車税が減免になる場合があります。

減免を受けるための要件

減免を受けるには、次の2つの要件があります。

- ① 減免を受けようとする自動車の所有者(納税義務者)が、上記「減免の対象となる社会福祉事業」を行う「法人」(社会福祉法人に限られません)であること。(リースにより使用している自動車や個人が所有する自動車は対象にはなりません。)
- ② 減免を受けようとする自動車の使用状況について、上記「減免の対象となる社会福祉事業」のサービス提供のために使用されている割合(運行日数又は走行キロ数の割合)が全運行日数又は全走行キロ数の60%以上であること。

【該当例】 通所者の送迎、入所者の通院、入所者の作業所等への送迎、ホームヘルパーの対象者宅訪問、施設サービス提供のための物資運搬等
※上記「減免の対象となる社会福祉事業」として行うものに限ります。

【非該当例】 官公署連絡等の一般事務、役員の送迎、職員の通勤、職員研修、ゴミ捨て、減免対象とならない社会福祉事業での使用等

申請について

- ① 申請期間 自動車税の納期限まで
※新規登録車を除きます。
※申請期限後の申請は受け付けることができません。
- ② 申請場所 各県税・総務事務所
(ただし、新規登録車については自動車税申告書(報告書)提出時に、宮崎県税・総務事務所課税第三課にて申請してください。
※宮崎県税・総務事務所 課税第三課の電話番号：(0985) 51-4269)

申請に必要な書類

以下の書類等すべてをご準備のうえ申請してください。

- ① 自動車税減免申請書〈様式第 196 号の 2 の 3 (その 3 の 2)〉
(各県税・総務事務所に備え付けております。
また宮崎県庁ホームページからダウンロードもできます。)
- ② 社会福祉事業を行う法人の定款
- ③ 社会福祉事業に係る指定通知書(又は許可証・認可証・届出書の控え等の写し)
- ④ 減免申請対象車のナンバー及び車体形状が確認できる写真(車両の前面、側面、後面の写真)
※新規登録車の申請の場合は、申請後(ナンバー発行後)に別途提出をお願いします。
- ⑤ 自動車検査証(車検証)
- ⑥ 納税通知書(既に届いている場合)

減免される額

減免を申請され、減免が承認となった場合、当該自動車税の税額の全部を減免いたします。

減免を受けられた方へ

- ① 運行管理記録簿の作成について
減免対象車両に該当するかどうか計算・判断をするため、減免対象車両ごとに運行管理記録簿を作成し、以下の項目を目安として記載してください。

(ア) 運行年月日 (イ) 運行時間 (ウ) 運転者 (エ) 使用目的 (オ) 同乗者の氏名
(カ) 行先 (キ) 今回走行キロ数 (ク) 累計走行キロ数 (ケ) 確認者印

運行管理簿 【記載例】

登録番号 ()

運行年月日	運行時間	運転者	使用目的	同乗者氏名(又は人数)	行先	出発時の読み	帰着時の読み	今回走行キロ数	確認者印
○年3月15日	17:00~18:00	県税太郎	利用者送迎	利用者氏名	利用者自宅	1,000* ₀	1,025* ₀	25* ₀	㊟
※ ○年3月16日	13:00~14:00	県税太郎	事務用務	なし	〇〇市役所	1,025* ₀	1,035* ₀	10* ₀	㊟
○年3月16日	17:00~18:00	県税太郎	利用者送迎	利用者氏名	利用者自宅	1,035* ₀	1,060* ₀	25* ₀	㊟

(注意)

※「官公署連絡等の一般事務」、「役員の送迎」、「職員の通勤」、「職員研修」、「ゴミ捨て」、「減免対象とならない社会福祉事業での使用」などは、「減免の対象となる社会福祉事業」のサービス提供のための使用とはなりません。使用目的が異なる場合は、その旨が分かるように、同一日の利用であっても、分けて記載してください。

② 現地調査について

各県税・総務事務所が現地調査を行い、対象車両が減免の対象となる社会福祉事業に専ら（使用割合が60%以上）使用されているかの確認をします。

使用状況についてのヒアリング及び運行管理記録簿や車両の確認を行いますので、ご担当者様の立ち会い等、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査の結果、減免対象事業に専ら使用されていないことが確認された場合は、減免を取り消し、課税することとなります。

③ 継続申請について

減免を承認した年度の翌年度以降については、毎年2月頃に書面（調査票）により使用状況の確認を行います。

調査の回答期限までに回答され、審査の結果承認となった場合は、次年度においても継続して減免を行います。

なお、回答期限までに回答されなかった場合や、回答された自動車の使用状況によっては、減免の継続はできません。

◎ご不明な点は、各県税・総務事務所へお問い合わせください。

- 宮崎県税・総務事務所 (0985)26-7605
- 日南県税・総務事務所 (0987)23-7136
- 都城県税・総務事務所 (0986)23-4517
- 小林県税・総務事務所 (0984)23-3194
- 高鍋県税・総務事務所 (0983)23-0213
- 日向県税・総務事務所 (0982)52-4147
- 延岡県税・総務事務所 (0982)35-1813